

白岡市参画と協働のまちづくり
審議会条第2条第3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」
の検討結果について（案）

令和元年7月26日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

1 検討事項について

白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）は、白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号により、「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。」が所掌事項として規定されております。

この規定を受け、審議会では、市民活動の拠点となる場所について検討を進めてまいりました。

～白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例 抜粋～

（所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 条例第20条の規定による検証に関すること。
- （2） 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- （3） 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

2 検討経緯

平成17年12月

「白岡町改革推進プログラム」策定

今後の行政運営方針として「町民との協働によるまちづくり」を掲げる。

平成19年8月

「白岡町住民協働推進指針」策定

町民と行政との協働を総合的かつ計画的に実施するために、町民と行政とが連携・協力して取り組むことを定める。

平成20年3月

白岡町町民推進会議から町へ「協働のまちづくり」に向けた第一次提言書」の提出

自由に、いつでも、誰でも、気兼ねなく使える施設が存在することで地域のコミュニティづくりに役立つとの考えから「市民活動のための時間制約のない拠点施設を設置する。」ことが提案される。

平成26年12月

白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例施行

所掌事項の一つに「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること」を掲げる。

平成28年11月

平成28年度第4回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、「市民活動センターの視察について」の議論がなされた。

施設の設備や施設が果たしている機能、どういうニーズがあるのかなど、具体的にどういった点を視察で確認すべきかを議論がなされた。

平成29年1月

平成28年度第5回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、近隣自治体の市民活動センターの視察がなされた。

平成29年3月

平成28年度第6回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、近隣自治体市民活動センター視察の振り返りがなされた。

委員の意見・感想等を基に振り返りを行い、施設面ではなく機能

面の整備をするべきとの意見が出された。

平成30年1月

平成29年度第2回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、近隣自治体市民活動センター視察の振り返りを基にコミュニティセンターの有効活用について、検証が行われた。

平成30年5月

平成30年度第1回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、白岡市コミュニティセンターの見学及び「白岡市コミュニティセンターの利用促進に必要なことを考える」グループワークが行われた。

平成30年12月

平成30年度第3回白岡市参画と協働のまちづくり審議会において、「白岡市コミュニティセンターの利用促進に必要なことを考える」グループワークでの意見に対する市の考え方の報告がなされた。

3 検討状況

市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所については、他市町の市民活動センター等の視察や、グループワークを実施するなどして審議を重ねてまいりました。

その結果、市民活動の場として必要な役割は、コミュニティセンターの設置目的と一致していることから、市民活動を有効に展開できる「場所」として、その機能をコミュニティセンターに位置付けることが望ましいと考えています。

4 検討の視点

- (1) 設置環境等、施設の設置場所の考え方。
- (2) 施設の雰囲気づくりをどのように行うか。
- (3) 「まちづくり」のための市民活動スペースのあり方、捉え方。
- (4) 市民活動の拠点となる場所の運営及び人材の発掘等

